

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-9：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-9 部：可搬形ホブ、オーブン、トースタ及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項（JIS C 9335-1（以下、第 1 部）の規定による。） 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.24 22.101 22.102 22.103 22.105	第 1 部の第二条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.24 電熱素子は、通常の使用状態において、位置が変わることがないように構造となっているか、又は支えられていなければならない。 22.101 放射グリルは、電熱素子の動作を遅らせる目的のタイマをもってはならない。こんろには、電熱素子の動作を遅らせる目的のタイマをもってはならない。 22.102 バーベキュー台は、裸の電熱素子をもってはならない。オーブンの裸の電熱素子は、加熱する仕切り空間の頭上だけに置かなければならない。 22.103 オーブンの排気口は、それらが沿面距離及び空間距離に悪影響を与えるような湿気及びグリースを放出しない構造でなければならない。 22.105 機器は、下面に小さなものが入り込み、充電部に触	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-9：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-9 部：可搬形ホブ、オーブン、トースタ及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き					れるような開口部をもっていない。	
				22.107	22.107 こんろは、電熱素子が垂直軸を中心とする回転を防止し、電熱素子とその支持物のあらゆる調節位置で適切に支持される構造でなければならない。	
				22.108	22.108 こんろは、意図しないタッチコントロールの操作が、危険な状況を生じ得る場合、操作上、そのような可能性がない構造でなければならない。	
				22.109	22.109 タッチコントロールを組み込んだこんろは、電熱素子のスイッチを入れる場合、手による複数の操作を必要とし、電熱素子のスイッチを切る場合は、手による1回の操作だけで切れるような構造でなければならない。	
				22.110	22.110 誘導式こんろは、適切な容器を調理域に置かないと運転しない構造でなければならない。	
				22.111	22.111 パン焼き器内の電熱素子は、機器の通常使用中、生地を容器の縁を越えて上昇することがある生地にさらされないように配置しなければならない。	
				22.113	22.113 パン飛出し機構をもつトースタは、パン飛出し機構がパンで詰まった場合であっても、通常のトースト時間後に自動的に電源を遮断する構造でなければならない。	
			22.114	22.114 綿菓子機器の電熱素子は、機器の通常使用中に砂糖にさらされないように配置しなければならない。		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-9：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-9 部：可搬形ホブ、オーブン、トースタ及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				22.115A 22.115B 22.115C 箇条 25 25.1	22.115A フラットコントロールをもち、かつ、電源スイッチ又は電源プラグをもつ機器の場合、フラットコントロールを押したとき、又はヒータが ON になるときにブザーが鳴る構造でなければならない。 22.115B こんろは、スイッチを“入”から“切”に操作したとき回り止め、光、色、音などによって、確実に“切”の状態となることが確認できる構造をもっていなければならない。 22.115C スイッチをもつこんろは、押し回し式又は回り止め式ストップ付きのロータリースイッチなどの不用意な操作ができない構造でなければならない。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.1 JIS C 8283-1 のスタンダードシートに適合しない機器用インレットを組み込んでいる機器は、コードセットを同こん（梱）しなければならない。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 22 22.115	第1部の第三条第1項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.115 電子回路によって制御する発熱体を一つ以上もつこんろを組み込んでいる機器の場合、電子回路の故障時に安全性が損なわれてはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-9：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-9 部：可搬形ホブ、オーブン、トースタ及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによつてはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.1 7.12	第 1 部の第三条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.1 誘導式こんろは、定格電力又は定格電流のいずれかを、表示しなければならない。 清掃のために、部分的に水中に浸せきするような機器は、浸せきする最高レベルを表示し、さらに、“このレベルを超えて浸せきしてはならない。”の趣旨を記載しなければならない。 機器が可触表面をもち、それに対する温度上昇限度値が表 102 の規定に従って、適用する場合、機器には、次の表示をしなければならない。 ー表 102 の注 b) を適用する場合、規定色を除き、注意、高温表面の記号、又は“注意：高温注意”旨 ー表 102 の注 c) を適用する場合、規定色を除き、注意、高温表面の記号、“警告：高温注意”旨、及び“幼児の手が届くところには置かない。”旨 7.12 機器用インレットを組み込んでおり、掃除のために部分的又は完全に浸せきする機器の取扱説明書には、次の事項を記載しなければならない。 ーコネクタは、機器を清掃する前に外さなければならない	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-9：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-9 部：可搬形ホブ、オーブン、トースタ及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き					<p>旨</p> <p>－機器用インレットは、機器を再使用する前に乾燥していなければならない旨</p> <p>自動温度調節器を組み込んでいるコネクタとともに用いる機器の取扱説明書は、“適切なコネクタに限って用いなければならない旨”を記載しなければならない。</p> <p>屋外使用を意図する機器の取扱説明書には、次の事項を含まなければならない。</p> <p>－機器が屋外使用に適している旨</p> <p>－電源コードは、損傷の兆候を定期的に点検することが望ましく、コードが損傷している場合、機器を使用してはならない旨</p> <p>－機器は、定格感度電流が 30 mA 以下の漏電遮断置 (RCD) を介して給電しなければならない旨</p> <p>－機器は、接地接点をもつコンセントに接続しなければならない旨 (クラス I 機器の場合。)</p> <p>機器に記号を表示する場合、取扱説明書には、その意味を記載しなければならない。</p> <p>取扱説明書には、機器が、外部タイマ又は個別の遠隔操作システムによって操作するように意図していない旨を記載しなければならない。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-9：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-9 部：可搬形ホブ、オーブン、トースタ及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き					<p>取扱説明書には、食品と接触する表面を掃除する方法の詳細を含めなければならない。オーブントースタ及びトースタの場合、取扱説明書には、該当する場合、パンくずを取り除く方法の詳細を含めなければならない。</p> <p>オーブントースタ及びトースタの取扱説明書は、“パンは燃える可能性があるため、オーブントースタ及びトースタは、カーテン又は可燃物質の近傍又は下部で用いてはならない。また、トースタから目を離してはならない。”の趣旨を含んでいなければならない。</p> <p>バーベキュー台の取扱説明書は、“警告：木炭又は同類の燃料は、この機器とともに用いてはならない。”の趣旨の警告を含んでいなければならない。</p> <p>水とともに用いるバーベキュー台の取扱説明書は、その機器に注入する必要がある最大水量を記載しなければならない。</p> <p>こんろの上面がガラスセラミック又はこれに類する材質で、充電部を保護する場合、取扱説明書には、“警告：表面が割れた場合には、感電の可能性を回避するために機器の電源スイッチを切って下さい。”の趣旨の警告を含んでいなければならない。</p> <p>誘導式こんろの取扱説明書は、“ナイフ、フォーク、スプ</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-9：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-9 部：可搬形ホブ、オーブン、トースタ及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				7.101	<p>ーン及び蓋といった金物は、熱くなるため、こんろに載せないで下さい。”の趣旨を含んでいなければならない。</p> <p>パン焼き器の取扱説明書には、小麦粉及び使用する膨らまし剤の最大量を記載しなければならない。</p> <p>綿菓子機器の取扱説明書には、砂糖及び使用することがある他の成分の最大量を記載しなければならない。</p> <p>取扱説明書には、次の趣旨を含めなければならない。</p> <p>この機器は、家庭内及び次のような、類似用途で使用するように意図している。</p> <ul style="list-style-type: none"> －店舗、事務所及び他の作業環境内のスタッフ用台所区域 －農家 －ホテル、モテル及び他の住居タイプの環境での顧客によるもの －朝食付き簡易宿泊施設（ベッド及び朝食付きホテル）タイプの環境 <p>7.101 こんろの調理領域は、それが明らかでない限り、適切な表示によって識別できなければならない。</p>	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.16 箇条 23	箇条 22 構造 22.16 自動式巻取り機構は、耐久試験の結果、異常を生じてはならない。（第1部の規定による。） 箇条 23 内部配線	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-9：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-9 部：可搬形ホブ、オーブン、トースタ及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				23.3 箇条 25 25.14 箇条 31	23.3 内部配線は、折曲げ試験の結果、異常を生じてはならない。(第 1 部の規定による。) 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.14 シースなしの平形電源コードは、折曲げ試験の結果、異常を生じてはならない。(第 1 部の規定による。) 箇条 31 耐腐食性 (第 1 部の規定による。) 腐食によって機器がこの規格に適合しなくなるおそれがある鉄製の部分は、防食対策を十分に施さなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条 6 6.2	第 1 部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 6 分類 6.2 屋外使用を意図する機器は、IPX4 以上でなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 25 25.7	第 1 部の第六条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.7 屋外使用を意図した機器の電源コードは、ポリクロロプレン被覆でなければならないが、かつ、オーディナリークロロプレンシース付き可とうコードと同等以上の特性でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-9：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-9 部：可搬形ホブ、オーブン、トースタ及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条 22 22.105	第 1 部の第七条第 1 号に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.105 機器は、下面に小さなものが入り込み、充電部に触れるような開口部をもっていない。	
第七 条 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条 13 13.2 箇条 16 16.2	第 1 部の第七条第 2 号に該当する規定によるほか、次による。 箇条 13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧 13.2 充電部と、こんろのガラスセラミック又はこれに類する材質の表面との間に接地した金属がある場合、各容器と充電部との間の漏えい電流は、0.75 mA 以下でなければならない。充電部と、ガラスセラミック又はこれに類する材質の表面との間に接地した金属がない場合、充電部と各容器との間の漏えい電流は、0.25 mA 以下でなければならない。 箇条 16 漏えい電流及び耐電圧 16.2 耐湿試験直後、充電部と、こんろのガラスセラミック又はこれに類する材質の表面との間に接地した金属がある場合、各容器と充電部との間の漏えい電流は、0.75 mA 以下でなければならない。充電部と、ガラスセラミック又	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-9：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-9 部：可搬形ホブ、オーブン、トースタ及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第2号 続き				箇条 27 27.1	はこれに類する材質の表面との間に接地した金属がない場合、充電部と各容器との間の漏えい電流は、0.25 mA 以下でなければならない。 箇条 27 接地接続の手段 27.1 接地の連続性は、可とう金属管、コイルばね又はコード止めに依存してはならない。	
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.8 箇条 15 15.101 箇条 19 19.101	第 1 部の第八條に該当する規定によるほか、次による。 箇条 11 温度上昇 11.8 サンドイッチ焼き用附属器具でチーズを用いるものは、沿面距離及び空間距離が箇条 29 に規定する値未満に減少するおそれのある場所に、チーズが流出してはならない。 箇条 15 耐湿性等 15.101 掃除のために、部分的に又は完全に水中に浸せきするような機器は、浸せきの影響に対して十分な保護をしていなければならない。 箇条 19 異常運転 19.101 無負荷試験において、電気接続は、緩んではならず、機器は、16.3 の耐電圧試験に耐えなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-9：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-9 部：可搬形ホブ、オーブン、トースタ及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 19.101 箇条 22 22.112	第 1 部の第九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 19 異常運転 19.101 無負荷試験において、トースタのパン飛出し機構は、適切に動作をしなければならず、持続アークが発生してはならない。 箇条 22 構造 22.112 電源中断後のパン焼き器への電源の再接続が、延長加熱時間となって発火してはならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11	箇条 11 温度上昇（第 1 部の規定による。） 通常使用時に継続して手で保持する部分の上限値は、規定する値を超えてはならない。	
第十一 条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 20 20.101	第 1 部の第十一条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 20 安定性及び機械的危険 20.101 質量が 7 kg を超えるオーブンの下側の縁で水平の丁番をもち、かつ、負荷が加わる可能性が高いドアをもつオーブンは、十分な安定性をもたなければならない。 箇条 22 構造	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-9：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-9 部：可搬形ホブ、オーブン、トースタ及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項 続き				22.104 22.106	22.104 オープンは、棚がその支えの中で容易に滑ることができ、極端に側面位置に置いても、落下しないような構造でなければならない。 22.106 グリル及びバーベキュー台は、それらの電熱素子を適切な位置に固定するか、又は通常の使用位置にない場合には、作動しないような構造でなければならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 21 21.101	第1部の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 21 機械的強度 21.101 ガラスセラミック又はこれに類する材質のこんろの表面は、通常の使用状態で発生する可能性がある応力に耐えなければならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 19 箇条 22 22.22 22.23	箇条 19 異常運転（第1部の規定による。） 異常運転試験において、危険な量の有毒性のガスが機器から漏れてはならない。 箇条 22 構造 22.22 機器は、アスベストを含んではならない。（第1部の規定による。） 22.23 機器には、PCB を含んだ油を用いてはならない。（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-9：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-9 部：可搬形ホブ、オーブン、トースタ及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二 条続き				22.41 箇条 32	22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込んで はならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第 1 部 の規定による。）	
第十三 条	電気用品から発 せられる電磁波 による危害の防 止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのあ る電磁波が、外部に発生しないように措置さ れているものとする。	■該当 □非該当	箇条 32	箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第 1 部 の規定による。）	
第十四 条	使用方法を考慮 した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される 無監視状態での運転においても、人体に危害 を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれが ないように設計され、及び必要に応じて適切 な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条 19 19.7 19.9 箇条 22 22.40	箇条 19 異常運転 19.7 人がついていない状態で運転する機器は、拘束試験 において、巻線の温度は規定する値を超えてはならない。 （第 1 部の規定による。） 19.9 遠隔制御若しくは自動制御によって運転するモータ をもつ機器、又は連続運転を行う可能性がある機器には、 過負荷運転試験において、巻線の温度が規定の値を超えて はならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 22 構造 22.40 遠隔操作作用の機器には、機器の動作を停止させるた めのスイッチを取り付けなければならない。（第 1 部の規 定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-9：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-9 部：可搬形ホブ、オーブン、トースタ及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四条続き				22.49	22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。（第 1 部の規定による。）	
				22.50	22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠隔操作によって操作される制御装置よりも優先されなければならない。（第 1 部の規定による。）	
				22.51	22.51 機器上には、機器が遠隔操作用に調節されていることを示す視覚的表示がなければならない。（第 1 部の規定による。）	
				箇条 30	箇条 30 耐熱性及び耐湿性	
				30.2.3	30.2.3 遠隔操作の機器及び人の注意が行き届かない状態で動作する機器については、非金属材料に燃焼試験を行わなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第十五条第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。	
第十五条第 2 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 24 24.101	第 1 部の第十五条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 24 部品 24.101 OFF 位置を組み込んだ自動温度調節器及びエネル	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-9：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-9 部：可搬形ホブ、オーブン、トースタ及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第2項 続き				24.102	ギヤ調節器は、周囲温度の変化の結果として、ON になってはならない。 24.102 19.4 に適合するために食品脱水機に組み込んだ温度過昇防止装置は、非自己復帰形でなければならない。	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 箇条 19 箇条 25	箇条 10 入力及び電流（第 1 部の規定による。） 機器に定格入力（定格電流）が表示されている場合、通常動作温度における入力（電流）は、許容値を超える差があってはならない。 箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 故障状態の下での機器の安全性をヒューズによって確保する場合は、適切なものを選ばなければならない。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-9：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-9 部：可搬形ホブ、オーブン、トースタ及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六 条続き				25.8	25.8 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表第一に適合したコード以外の電源コードの導体は、規定する値以上の公称断面積をもつものでなければならない。 (第 1 部の規定による。)	
第十七 条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 19.11 19.11.4 箇条 29	箇条 19 異常運転 (第 1 部の規定による。) 19.11 回路全体又は回路の一部について、電子部品における任意の 2 端子間の短絡や集積回路の故障等の単一故障状態を起こした場合であっても、炎、熔融金属又は危険な量の有毒性若しくは可燃性ガスが機器から漏れず、かつ、温度上昇は規定の値を超えてはならない。 19.11.4 電子的スイッチを持つ機器には、規定するイミュニティ試験を実施しなければならない。 箇条 29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁 (第 1 部の規定による。) 機器は、受ける可能性がある電氣的ストレスに耐えるのに適した空間距離を持つ構造でなければならない。	
第十八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55014-1 等の別規格で規定されている。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-9：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-9 部：可搬形ホブ、オーブン、トースタ及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.14 7.15	第 1 部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.14 注意、高温表面の記号と併用する三角形の高さは、20 mm 以上でなければならない。 7.15 高温表面に対して規定する表示は、スイッチが作動した場合、制御装置を調整した場合、又は蓋若しくはドアを開けた場合を含め、機器を通常の使用状態で動作したときに、目視できなければならない。表示は、高温の機能的表面上に表示してはならない。	
第二十条第 1 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-9：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-9 部：可搬形ホブ、オーブン、トースタ及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1号 続き		三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示するこ	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-9：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-9 部：可搬形ホブ、オーブン、トースタ及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第3号 続き		と。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用ものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—